

12月1日から「ストレスチェック制度」が始まります

昨年6月25日に公布した労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務付ける「ストレスチェック制度」が創設されました。
(2015年12月1日施行)

制度概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務（※）になります
※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます
※従業員数50人未満の事業場について、当分の間、努力義務となります

- ストレスチェックの調査票には「職場のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポートの3領域を含みます

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申し出があったときは、医師による 面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるとときは、就業上の措置を講じる必要があります。

事業者の方々はストレスチェックを実施する際、以下の点にご注意ください。

- ストレスチェックは、医師、保健師などが実施します。
- ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者に提供することができます。
- ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行いましょう。
- 面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。